

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 医療法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療安全課）…一
- 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）…三
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課）…四
- 土地収用法による収用又は使用の手続開始……………（財務局財産運用部管理課）…五
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…五
- 令和元年度狩猟免許試験の実施……………（環境局自然環境部計画課）…六
- 准看護師試験の実施……………（福祉保健局医療政策部医療人材課）…七
- 貸金業法による行政処分……………（産業労働局金融部貸金業対策課）…八
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………（同）…八
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………（同）…九
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………（同）…九

### 告示（選）

（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………九

### 公 告

- 東京都功労者表彰……………（政策企画局総務部秘書課）…九
- 東京都名誉都民に選定した者の実績……………（生活文化局文化振興部文化事業課）…四
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要（二件）……………（同）…六

### 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
令和元年十月一日  
東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十六号  
医療法施行細則の一部を改正する規則  
医療法施行細則（昭和三十年東京都規則第四十号）の一部を次のように改正する。  
第二十八条及び第二十九条を次のように改める。  
（台帳の備付け）  
第二十八条 知事は、病院台帳を備え、第一条の規定により病院に係る申請を許可し、又は届出を受理したときは、当該申請又は届出に係る事項を記録しなければならない。  
2 前項の病院台帳には、次に掲げる事項を記録するものとする。  
一 病院の名称及び所在地  
二 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）  
三 開設及び使用の許可年月日及び許可番号  
四 開設年月日  
五 管理者の氏名及び住所  
六 診療科目及び許可病床数

七 その他知事が必要と認める事項

第二十九条 保健所長は、診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳（以下「診療所台帳等」という。）を備え、第一条の規定により診療所又は助産所に係る申請を許可し、又は届出を受理したときは、当該申請又は届出に係る事項を記録しなければならない。

2 診療所台帳等には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記録するものとする。

一 診療所台帳

イ 診療所の名称及び所在地

ロ 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

ハ 開設及び使用の許可年月日及び許可番号

ニ 開設年月日

ホ 管理者の氏名及び住所

ヘ 診療科目及び許可病床数

ト その他保健所長が必要と認める事項

二 歯科診療所台帳

イ 歯科診療所の名称及び所在地

ロ 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

ハ 開設及び使用の許可年月日及び許可番号

ニ 開設年月日

ホ 管理者の氏名及び住所

ヘ 診療科目及び許可病床数

ト その他保健所長が必要と認める事項

三 助産所台帳

イ 助産所の名称及び所在地

ロ 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

ハ 開設及び使用の許可年月日及び許可番号

ニ 開設年月日

ホ 管理者の氏名及び住所

へ 分べんを取り扱う場合は、嘱託医師の氏名及び住所並びに嘱託する病院又は診療所の名称及び所在地

ト その他保健所長が必要と認める事項

別記第十七号様式(裏)

3 二箇所以上管理する理由	
4 管理する病院、診療所、歯科診療所又は助産所の相互関係	距離 連絡に要する時間 連絡方法

を

3 二箇所以上管理する理由	
4 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定	距離 連絡に要する時間 連絡方法

に

改める。

別記第三十二号様式から第三十五号様式までを次のように改める。

第32号様式から第35号様式まで 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十七号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和三十一年東京都規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条中「別記第六号様式による」を削り、「記載」を「記録」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の歯科技工所台帳には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 歯科技工所の名称及び所在地

二 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

三 管理者の氏名、住所、免許種別、免許番号及び名簿登録年月日

四 開設年月日及び届出年月日

五 施設の概要

六 業務に従事する者の氏名、免許種別、免許番号及び名簿登録年月日

七 その他保健所長が必要と認める事項

別記第六号様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正す

る規則を公布する。

令和元年十月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十八号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和四十五年東京都規則第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

(台帳等の備付け)

第十七条 保健所長は、施術所台帳、出張施術業務者名簿及び都内滞在施術業務者名簿

(以下「台帳等」という。)を備え、第一条の規定により届出を受理したときは、当該届出に係る事項を記録しなければならない。

2 台帳等には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記録するものとする。

一 施術所台帳

イ 施術所の名称及び開設場所

ロ 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

ハ 開設年月日及び届出年月日

ニ 業務の種類

ホ 構造設備の概要

ヘ 業務に従事する施術者の氏名、免許種別、免許番号及び名簿登録年月日

ト その他保健所長が必要と認める事項

二 出張施術業務者名簿

イ 氏名及び住所

ロ 業務の種類

ハ 出張業務開始年月日及び届出年月日

ニ 免許種別、免許番号及び名簿登録年月日

ホ その他保健所長が必要と認める事項

三 都内滞在施術業務者名簿

イ 氏名及び住所

ロ 業務の種類

ハ 届出年月日

ニ 免許種別、免許番号及び名簿登録年月日

ホ 滞在地

ヘ 業務を行う場所及び期間

ト その他保健所長が必要と認める事項

別記第十六号様式から第十八号様式までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十九号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

柔道整復師法施行細則(昭和四十五年東京都規則第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。  
(台帳の備付け)

第十二条 保健所長は、施術所台帳を備え、第一条の規定により届出を受理したときは、当該届出に係る事項を記録しなければならない。

2 前項の施術所台帳には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 施術所の名称及び開設場所

二 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

三 開設年月日及び届出年月日

四 構造設備の概要

五 業務に従事する柔道整復師の氏名、免許番号及び名簿登録年月日

六 その他保健所長が必要と認める事項

別記第十一号様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「及び都税」を「及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号。以下「特別法人事業税法」という。)に規定する特別法人事業税(以下「特別法人事業税」という。)並びにこれら」に改める。

第六条第一項第二号中「都税に係る税外収入の還付及び充当」を「特別法人事業税並びにこれらに係る税外収入の還付、充当及び特別法人事業税法第十四条に規定する委託納付(以下「委託納付」という。)」に改める。

第十条第四項第一号中「並びにこれ」を「及び特別法人事業税並びにこれら」に改める。

第八十八条第二項第二号中「又は都税に係る税外収入に充当」を「若しくは特別法人事業税又はこれらに係る税外収入に充当又は委託納付」に改める。

第百十三条第二号に次のように加える。

9 特別法人事業税及びこれに係る税外収入

付則第六項を削り、付則第七項を付則第六項とする。

付則に次の一項を加える。

付則に次の一項を加える。

7 第二条第十一号中「及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号。以下「特別法人事業税法」という。）に規定する特別法人事業税（以下「特別法人事業税」という。）とあるのは、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号。以下「特別法人事業税法」という。）に規定する特別法人事業税（以下「特別法人事業税」という。）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能制（以下「軽自動車税環境性能制」という。）と、第六条第一項第二号ただし書及び第十号第四項第一号中「及び特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税及び軽自動車税環境性能制」と、第八十八条第二項第二号中「若しくは特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税若しくは軽自動車税環境性能制」と、第一百十三条第二号中「9 特別法人事業税及びこれに係る税外収入」とあるのは「9

特別法人事業税及びこれに係る税外収入」と読み替える。  
軽自動車税環境性能制及びこれに係る税外収入」と読み替える。  
1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税の取扱いについては、なお従前の例による。

### 告示

#### ●東京都告示第五百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和元年十月一日

東京都知事 小池 百合子

一 起業者の名称

東京都

二 事業の種類

東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の二

三 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地

練馬区東大泉二丁目、石神井町八丁目及び三原台三丁目地内

(二) 使用の手続が開始される土地

なし

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

練馬区役所土木部計画課

#### ●東京都告示第五百四十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年十月一日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年四月十八日から令和二年三月三十一日まで

三 施行地区

渋谷区道玄坂一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区道玄坂一丁目十六番三号

平成二十六年四月十八日

五 変更の内容

事業施行期間を令和三年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和元年十月一日

●東京都告示第五百四十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所	所在地
網猟免許、 わな猟免許、 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許	令和二年 一月二十 五日	午前十時	足立区勤 労福祉会 館	足立区綾 瀬一丁目 三十四番 七号
同右	令和二年 二月二十 九日	同右	府中市市 民会館ル ミエール 府中	府中市府 中町二丁 目二十四 番地

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に

関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

二 適性試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

三 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

四 狩猟免許申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、狩猟免許申請書に所定の事項を記入し、及び署名又は押印し、次に掲げるものを添えて、令和元年十二月十六日午後五時までに東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこ

と。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ

二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許申請手数料として、狩猟免許の種類ごとに五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、狩猟免許の種類ごとに三千九百円

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受

けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十

条第二号から第四号までに該当していないことを証する、申請前六月以内に作成された医師の診断書一通

エ 申請前六月以内に交付された住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

五 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までである。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第五百四十四号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

令和二年二月十六日(日曜日)

午後一時から午後三時三十分まで(受験者集合 午後零時三十五分)

二 試験場所

東京都社会福祉保健医療研修センター

文京区小日向四丁目一番六号

三 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

四 受験資格

次の(一)から(七)までのいずれかに該当する者

(一) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者(令和二年三月十六日(月曜日)正午までに修業証明書又は卒業証明書

(以下「卒業等証明書」という。)を提出できる者を含む。)

(二) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和二年三月十六日(月曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(三) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和二年三月十六日(月曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(四) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和二年三月十六日(月曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(五) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和二年三月十六日(月曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(六) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記(三)から(五)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

(七) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前記(六)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める

基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの  
五 出願書類

(一) 受験願書(保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年東京都規則第三十二号)別記第十号様式による。)

(二) 受験資格を証明する書類

ア 前記四の受験資格の(一)から(五)までに該当する者が提出する書類

(ア) 既修業者又は既卒業者  
卒業等証明書

(イ) 修業見込者又は卒業見込者  
修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、

令和二年三月十六日(月曜日)正午までに、学校長又は養成所長による卒業等証明書を提出すること。

指定された日までに卒業等証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

なお、卒業等証明書の郵便等による送付は認めない。提出に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の卒業等証明書を発行する学校、准看護師養成所、大学又は看護師養成所(以下「養成所等」という。)の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

イ 前記四の受験資格の(六)又は(七)に該当する者が提出する書類

当該事実を証する書類の写し(原本を提示し、写

しを提出すること。)

(三) 受験写真用台紙

台紙には、写真(出願前六箇月以内に、無帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを)を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた学校又は養成所において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印を受けること。

(四) 受験票(裏面に領収証書を貼り付けること。)

(五) 連絡用住所・氏名シール

六 試験手数料 六千九百円

令和二年一月九日(木曜日)までに、納付書により、東京都が指定する金融機関に納入すること。  
なお、納入した試験手数料は、返還しない。

七 出願書類の提出期間及び提出時間

令和二年一月八日(水曜日)及び同月九日(木曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後四時まで

八 出願書類の提出者及び提出方法

出願書類の郵送等による送付は認めない。出願に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の養成所等の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

九 出願書類の提出場所

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課(新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十八階南側二

十八C会議室)

十 合格発表

令和二年三月五日(木曜日)午前十時から午後五時までの間、東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口(合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日正午から令和二年三月末日までの間、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/isei/jin/index.html>))上に合格者の受験番号を掲載する。  
なお、合格者には、発表後、合格証書を送付する(合格発表についての問合せには一切応じない)。

十一 試験結果の通知

(一) 通知内容

総点(満点)、個人の総取得点及び科目別取得点

(二) 通知方法

受験者全員に書面で通知する。ただし、受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に通知する。

十二 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和元年十一月二十八日(木曜日)までに問合せ先まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

十三 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十八階南側

電話〇三(五三二〇)四五一七

●東京都告示第五百四十五号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和元年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名称 がんばるMasashi株式会社

(二) 氏名(法人の場合は代表者氏名) 吉葉 正

(三) 主たる営業所の所在地 東京都港区芝五丁目十九番七号 ハイボール三田三〇七

(四) 登録番号 東京都知事(1)第三一六九七号

(五) 登録年月日 平成三十年八月三十一日

二 処分年月日 令和元年九月二十日

三 処分内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 令和元年十月一日から同年十一月十四日まで(四十五日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条



第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十月一日

東京都選挙管理委員会

二二八、六〇六

●東京都選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年十月一日

東京都選挙管理委員会

一、五二八、七八二

●東京都選挙管理委員会告示第七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数

と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和元年十月一日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	17,519
中央区選挙区	44,591
港区選挙区	67,751
新宿区選挙区	91,226
文京区選挙区	60,812
台東区選挙区	55,213
墨田区選挙区	76,370
江東区選挙区	136,457
品川区選挙区	111,722
田黒区選挙区	79,108
大田区選挙区	169,770
世田谷区選挙区	194,879
渋谷区選挙区	64,166
中野区選挙区	94,083
杉並区選挙区	147,956
豊島区選挙区	77,664
七区選挙区	96,871
荒川区選挙区	56,915
板橋区選挙区	145,487
練馬区選挙区	169,112
足立区選挙区	161,200
葛飾区選挙区	126,931
江戸川区選挙区	160,216

八王子市選挙区	145,187
立川市選挙区	51,258
武蔵野市選挙区	41,339
三鷹市選挙区	52,319
青梅市選挙区	37,956
府中市選挙区	71,695
昭島市選挙区	31,385
町田市選挙区	119,155
小金井市選挙区	33,966
小平市選挙区	53,172
日野市選挙区	51,673
西東京市選挙区	56,656
西多摩選挙区	69,574
南多摩選挙区	66,559
北多摩第一選挙区	85,586
北多摩第二選挙区	56,229
北多摩第三選挙区	89,441
北多摩第四選挙区	53,493
島部選挙区	7,179

公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第七十四号)第二条の規定に基づき、令和元年十月一日に表彰される方は、次のとおりである。

令和元年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は団体名	現住所又は所在地	稲垣 米子	昭島市	小原 洪一	大田区
		井上 城治	狛江市	梶 和夫	足立区
[地域活動功労者]		猪熊 正一	港区	上島 義盛	世田谷区
		梅崎 博之	足立区	金原 英雄	西東京市
		浦野 清勝	府中市	窪田 正一	北区
商店街振興組合原宿表参道櫓会	渋谷区	榎本 一	北区	黒沢 愛治	八王子市
本多連合町会	国分寺市	海老澤 進	西東京市	今野 修一郎	板橋区
宮前三丁目会宮三パトロール隊	杉並区	大澤 俊	杉並区	佐藤 光平	町田市
森の番所パトロール隊	板橋区	大島 一孔	世田谷区	佐原 勇 (佐原 たけし)	新宿区
秋家 聡明	葛飾区	大隅 秀訓	台東区	茂野 善之	板橋区
麻生 勝重	台東区	太田 雅久	台東区	白鳥 孝	三鷹市
油矢 博	中央区	大西 正一	江戸川区	須賀 清次	江戸川区
石井 吉郎	中央区	大橋 誠治	町田市	菅澤 運一	江東区
石坂 勲	府中市	岡部 武彦	北区	杉田 信	武蔵野市
市川 一徳	府中市	桶谷 輝明	荒川区	須崎 八朗	立川市
伊藤 武夫	大田区	長田 武宏	中野区	鈴木 明	江戸川区

鈴木 邦夫	江東区	中村 扶佐子	武蔵野市	森田 光隆	大田区
鈴木 賢治	世田谷区	名取 顕一	文京区	諸留 和夫	文京区
関 召一	品川区	橋本 欣一	目黒区	山口 良三	墨田区
高木 照子	世田谷区	橋本 義武	葛飾区	山本 香代子	江東区
高田 弘	墨田区	馳平 耕三	羽村市	山本 佳子 (小川 けいこ)	練馬区
高野 政男	府中市	馬場 榮次	稲城市	山本 正和	三鷹市
高橋 保雄	福生市	廣瀬 佐平	板橋区	吉岡 茂	足立区
田中 哲	墨田区	深澤 壽一	文京区	吉野 英雄	稲城市
田中 康博	千代田区	藤沼 千佳子	武蔵野市	吉村 辰明	豊島区
塚田 義信	豊島区	古澤 謙次	新宿区	渡邊 泰次	杉並区
塚本 真史	武蔵野市	本間 雅代	武蔵野市	渡邊 正高	埼玉県坂戸市
露口 哲治	小金井市	松永 健	新宿区	渡部 金雄	中野区
照内 義雄	豊島区	松原 茂登樹	大田区	[消防・災害対策功労者]	
得能 昭子	三鷹市	丸山 良男	北区	次の方々は地域消防の発展と防災意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
中嶋 廣一	八王子市	水野 貞	世田谷区		
中村 勇	あきる野市	宮本 和実	調布市	池袋消防団	豊島区

稲城市女性防火クラブ	稲城市	日向 努	中央区	金井 誠	渋谷区
利島村消防団	利島村	福地 貞子	千代田区	冠城 勲	豊島区
上田 智吉	新宿区	藤本 慎誠	大田区	黒田 裕之	江戸川区
江森 秀幸	江戸川区	古澤 悦子	狛江市	佐藤 幾洋子	墨田区
大野 治雄	練馬区	堀江 泰子	小平市	佐藤 春隆	世田谷区
岡田 博	文京区	増崎 美智代	世田谷区	佐藤 吉隆	目黒区
奥 泰光	東村山市	水村 栄一	国分寺市	鈴島 健	足立区
熊谷 義政	荒川区	[税務功労者]		但木 康時	練馬区
小峯 敏夫	日野市			徳永 洋昭	大田区
清水 和	東村山市	次の方々は納税意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		豊田 直史	世田谷区
鈴木 盛哉	あきる野市	赤池 福夫	文京区	中野 絹代	杉並区
武田 尚之	台東区	浅野 繁	江東区	西山 勝	板橋区
田中 邦明	三鷹市	飯岡 燦	北区	三橋 信介	町田市
豊泉 豊	立川市	伊賀 光政	新宿区	宮嶋 建昭	中野区
長谷川 利一	品川区	泉 未紀夫	目黒区		
林 フミ子	豊島区	大澤 泰一	埼玉県さいたま市		
[福祉・医療・衛生功労者]		小川 敏郎	世田谷区	白谷 光利	江東区
		小倉 雅光	足立区	須貝 辰生	兵庫県西宮市
		小田 和枝	練馬区	杉浦 準一	調布市
絹一・フレンド	八王子市	落合 実	江東区	高野 博靖	大田区
千鳥長寿クラブ	大田区	小野 光	中野区	龍岡 健一	北区
長生会	目黒区	影山 英二 影山 竜子	昭島市	田中 教順	世田谷区
新井 真澄	多摩市	風戸 安夫	千葉県船橋市	千種 康一	大阪府大阪市
石川 功和	港区	亀崎 信明	埼玉県戸田市	机 恵美子	板橋区
伊藤 正博	福生市	河口 博和	江東区	中西 国人	目黒区
彌永 せつ	小平市	樽林 益男	葛飾区	並木 茂	青梅市
岩月 宏昌	板橋区	黒川 寿美江	中央区	西村 文雄	東久留米市
内倉 高	青梅市	小玉 誠	渋谷区	服部 利明	埼玉県鴻巣市
大澤 誠	豊島区	五島 弘子	小平市	濱崎 陸	品川区
大滝 正行	神奈川県横浜市	近藤 義雄	大田区	東川 輝子	品川区
大淵 豊子	江戸川区	笹村 勝	立川市	菱沼 文彦	小平市
岡田 信夫	足立区	清水 邦久	板橋区	平川 博之	八王子市

福岡 芳子	台東区	中山 雄司	江戸川区	中村 雅一	渋谷区
本間 富男 本間 操	豊島区	[教育功労者]		福島 静子	青梅市
前田 武昭	品川区	次の方々は教育の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		堀江 弘好	北区
前東 道雄	板橋区		松岡 あすか	三鷹市	
松本 章一	中央区	五十嵐 文江	荒川区	三浦 洋義	港区
光宗 政治	八王子市	上田 寛子	茨城県つくば市	守谷 たつみ	新宿区
森末 裕行	府中市	川津 紘順	羽村市	矢代 公明	葛飾区
若狭 一廣 若狭 佐和子	荒川区	菊田 俊雄	練馬区	横田 真木子	港区
渡部 裕人	江戸川区	齋藤 久子	小平市	横村 一男	杉並区
[環境功労者]		齋藤 芳才	新宿区	和田 哲学	埼玉県上尾市
次の方々は自然環境の保全と都市環境の改善に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		鈴木 賢一	練馬区	[文化功労者]	
		當麻 悦子	台東区	次の方々は文化の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
高野 博之	青梅市	田澤 茂	江戸川区		(株)B. シャンブル ウエスト
高橋 俊美	中野区	富永 紀子	板橋区	窪田 成司	福生市
富村 榮治郎	東久留米市	外山 昭文	八王子市	野中 彌榮	町田市
豊城 勇一	板橋区	豊島 秀臣	狛江市		

久田 由美子	荒川区	秋元 恵司	狛江市	川上 英之	中野区
福嶋 司	国分寺市	加藤 れい子	目黒区	熊田 洋一	江東区
町田 金三郎	荒川区	菅野 忠之	西東京市	嵯峨根 強	八王子市
[スポーツ振興功労者]		北住 威彦	練馬区	重田 亮一	練馬区
次の方々はスポーツの振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		黒羽 昭	東村山市	鈴木 一彦	文京区
		小林 幸栄	豊島区	高木 尚美	荒川区
(一社)あきる野総合スポーツクラブ	あきる野市	齋藤 博	稲城市	田村 政博	調布市
江戸川区水泳連盟	江戸川区	真田 玉雄	練馬区	土橋 俊昭	日野市
(公社)東京都盲人福祉協会	新宿区	佐野 榮次郎	品川区	西村 研二	千葉県船橋市
江東区空手道連盟	江東区	佐野 里子	埼玉県ふじみ野市	西山 勝行	町田市
新宿区ダンススポーツ連盟	新宿区	武田 慎午	府中市	野崎 祥一	東大和市
東京都スルーネットピンポン協会	調布市	山崎 莞爾	江東区	平野 泰敏	杉並区
東京都バウンドテニス協会	小平市	[労働精励者]		[産業振興功労者]	
東京都ユニカール協会	杉並区	次の方々は職務に精励され、特に優れた業績をあげられました。		次の方々は産業の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
東京都ローリングバレーボール連盟	中野区				
(特非)狛江市体育協会	狛江市	大澤 賢一	渋谷区	浅野 健	大田区

東 靖雄	中央区	阪部 幹夫	台東区	安永 研二	練馬区
石川 準	千代田区	佐久間 要	墨田区	山田 昇	墨田区
石田 利夫	世田谷区	菅原 孝夫	豊島区	湯川 肇	練馬区
磯部 進	台東区	段木 安彦	練馬区	横山 守二	大田区
植松 育	新島村	坪田 光男	神奈川県横浜市	吉田 猛	千葉県船橋市
薄根 明夫	神奈川県川崎市	中川 繁樹	台東区	吉野 一久	江戸川区
梅田 光司	立川市	新関 俊博	神奈川県川崎市	[都市づくり功労者]	
大川 三敏	千葉県浦安市	野村 高章	多摩市	次の方々は都市づくりの推進に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
大島 哲雄	福島県郡山市	橋本 政昭	新宿区		
大塚 力	足立区	廣木 俊一	品川区	内田 敏文	立川市
大屋 和雄	神奈川県海老名市	廣瀬 可世子	国分寺市	小堀 卓三	大田区
小川 明範	目黒区	藤川 達郎	文京区	三浦 良一	江東区
上村 貴昭	葛飾区	堀込 敏雄	台東区	湯澤 雅由	中野区
川地 祥隆	大田区	松本 榮一	杉並区	横山 武仁	新宿区
木下 和子 (木下 ユミ)	北区	皆川 昭弘	千葉県千葉市	渡辺 儀雄	港区
倉田 裕理子	港区	矢島 幹也	目黒区		

## [技術振興功労者]

次の方々は技術の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

射場本 忠彦	港区
岡田 延孝	世田谷区
中嶋 信生	神奈川県横浜市
山本 誠	神奈川県川崎市
吉本 喬美	渋谷区

## [善行者]

次の方々は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。

小林 隆志	奈良県奈良市
清水 靖子	三鷹市
高橋 海有	台東区

東京都名誉都民に選定した者の事績について

東京都名誉都民条例(昭和二十七年東京都条例第七十六号)第三条の規定に基づき、令和元年十月一日に新たに東京都名誉都民に選定した者の事績は、次のとおりである。

令和元年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都港区

赤松良子

昭和四年八月二十四日、大阪府に生まれる。

昭和二十八年、労働省に入省し、婦人の地位に関する調査等に従事する。

昭和五十四年、国際連合日本政府代表部公使に就任し、ニューヨークに赴任する。日本政府代表として「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」採択時に賛成票を投じる。

昭和五十九年、労働省婦人局初代局長に就任し、男女雇用機会均等法の成立に尽力する。

昭和六十一年、駐ウルグアイ東方共和国特命全権大使に就任する。

平成元年、財団法人女性職業財団(現公益財団法人21世紀職業財団)会長に就任する。

平成五年、文部大臣に就任する。

平成九年、国連NGO国際女性の地位協会創立十周年を記念し、氏の寄託した資金により赤松良子賞を創設する。

平成十一年、政治の分野への進出を目指す女性を支援するWIN WIN(現一般財団法人WIN WIN)を設立し、代表に就任する。

平成十五年、旭日大綬章を受章する。

平成二十年、財団法人日本ユニセフ協会(現公益財団法人日本ユニセフ協会)会長に就任する。

平成二十四年、氏の呼びかけにより、女性議員を増やすための制度面での条件整備の推進を目的としたクオータ制を推進する会が発足、会長に就任する。

平成二十六年、リーダーを目指す女性を育成するための塾、赤松政経塾を創設し、塾長に就任する。

氏は、女性の社会的地位の向上を目指し、男女雇用機会均等法の成立に中心となつて尽力するなど、長きにわたる社会の改革を推し進めている。

女性の社会進出の先駆者として、後進への支援を惜しまず、高い志を持ち、積極的に前進し続けるその姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都中野区

さいとう・たかを

(本名 齊藤 隆夫)

昭和十一年十一月三日、和歌山県に生まれる。

子供の頃から絵を描くのが好きで、理髪師になつてからも、夜は絵を描く日々を送る。

昭和三十年、理髪師として働きながら描いた「空気男爵」で漫画界にデビュー。貸し本屋が人気を博していた時代に作品を相次いで発表する。

昭和三十四年、仲間とともに劇画工房を結成する。

昭和三十五年、映画制作のような分業制を取り入れた、さいとう・プロダクションを設立し創作を進める。

昭和四十三年、超一流スナイパーの活躍を描く劇画「ゴ

ルゴ13」の連載を開始する。

昭和五十年、第二十一回小学館漫画賞を受賞する。

平成十四年、第三十一回日本漫画家協会賞大賞を受賞する。

平成十五年、紫綬褒章を受章する。

平成十六年、第五十回小学館漫画賞審査委員特別賞を受賞する。

平成二十二年、旭日小綬章を受章する。

平成二十九年、「ゴルゴ13」連載五十周年を記念し、シナリオと作画の分業体制で作品を制作するという文化の継承を行うことを目的として、「さいとう・たかを賞」を創設する。

令和元年、長年の漫画文化への貢献として、手塚治虫文化賞特別賞を受賞する。

氏は、劇画の分業制を定着させ、長年にわたり多くの作品を描き下ろし、人気を博してきた。氏の作品「ゴルゴ13」は、五十年以上にわたり一度も休載することなく、記録的な長期連載作品となつており、世代を越えて多くの読者を魅了し続けている。劇画の先駆者として今もなお活動を続けるその姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都渋谷区

三宅 一 生

(本名 三宅 一生)

昭和十三年四月二十二日、広島県に生まれる。

昭和四十五年、東京に有限会社三宅デザイン事務所(現株式会社三宅デザイン事務所)を設立する。

昭和四十八年、パリコレクションに初参加

平成五年、ブランド「PLEATS PLEASE ISSEY MIYAKE」がスタート。製品プリーツという独自の工程で作られたプリーツの服を生み出し、現在に至るまで世界中で愛され続けている。

平成十年、文化功労者として顕彰される。

同年、A・P・O・C(エイ・ポック)プロジェクトを開始する。コンピュータ・エンジニアリングにより、一本の糸から一体成型で服を作り出すこの製法は、画期的であり、ユニークな造形、布の無駄も減らすことができるとして注目を浴びる。

平成十二年、パリ、ニューヨークで開催してきた「ISSEY MIYAKE Making Things」展を東京都現代美術館で開催し、大きな反響を呼ぶ。

平成十六年、財団法人三宅一生デザイン文化財団(現公益財団法人三宅一生デザイン文化財団)を設立し、デザイン文化の向上を目指す。

平成十七年、第十七回高松宮殿下記念世界文化賞(彫刻部門)を受賞する。

平成十八年、第二十二回京都賞(思想・芸術部門)を受賞する。

平成十九年、垣根を越えた自由な活動を通じて、デザインについての理解と関心を育てていくことを目指す場として、21\_21 DESIGN SIGHT(トゥーワン・トゥーワン・デザインサイト)を開設し、ディレクターに就任する。

平成二十二年、文化勲章を受章する。

平成二十八年、「MIYAKE ISSEY展 三宅一生の仕事」を国立新美術館で開催する。

同年、フランスのレジオンドヌール勲章コマンドゥール

を受章する。

氏は、日本を代表するデザイナーであり、コレクションや作品展などを通じて世界中から支持を集め、長年にわたり活躍している。

また、「一枚の布」という基本精神の下、自由な発想から研究と実験を重ね、革新の服作りを現実化し続けている姿は、多くの人々を魅了するとともに、広く都民が敬愛し、誇りとするとところである。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年十月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

調布市仙川町二丁目十五番四、中央区銀座六丁目十七番一  
同番五及び同番八 号

三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役 藤林 清隆

小平市鈴木町二丁目百七十九番三、百八十番八及び百八十二番二

池島 宮一

東村山市本町三丁目十四番十七及び同番八十二から同番八十四まで

武蔵野市境二丁目二番二号株式会社飯田産業

代表取締役 千葉雄二郎

清瀬市中里三丁目九百二十二番一の一部、同番五及び九百十九号

西東京市東伏見三丁目六番十九号

四十二番三の一部

タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

三鷹市大沢六丁目六百七番三、三鷹市深大寺二丁目一番四  
六百二十四番七、同番二十九、号

同番三十四及び六百二十五番 聖建設株式会社  
代表取締役 生駒 英則

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

令和元年十一月八日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験会場

青梅市河辺町六丁目四番一号

東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

令和元年十月八日(火曜日)から同年十一月一日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支

庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和元年十月二十三日(水曜日)から同年十一月一日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの)

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
電話〇三(五三二〇)四六七〇

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
令和元年十月一日

一 店舗名 (仮称)立飛みどり地区プロジェクト

二 店舗所在地 立川市緑町三番一ほか

三 設置者名 株式会社立飛ホールディングス

四 意見

ア 聴取者 立川市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年八月二十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年十月一日から同年十一月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
令和元年十月一日

一 店舗名 (仮称)イオンタウン稲城

二 店舗所在地 稲城市東長沼千二百五十四番一ほか

三 設置者名 イオンタウン株式会社

四 意見書

ア 提出者及び住所 個人 稲城市在住

イ 概要 (ア) 計画地周辺の道路や基盤整備、需要などを考慮すると、本施設の計画は郊外型商業施設に準ずる店舗計画と思われる、現地になじまないものと考えられる。

(イ) 来客車両により、西側の街区道路においては車両の非常な混雑や渋滞が起これると思われる。

(ウ) 川崎街道側の来客車両出入口及び搬入車両出入口においては、特に整理員を置かない時間帯の事故の発生が危惧される。

(エ) 幹線道路を避ける車の周辺小路への侵入により、地域の子どもたちの生活に危険が及ぶ懸念がある。

(エ) 利便性のある生活より、地域の安全や落ち着いて暮らせる環境が必



ウ 収受日

要と考える。

令和元年九月十日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

令和元年十月一日から同年十一月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

